府職労　2020年度保健所支部要求への回答（令和2年2月27日）

第１の要求については、労使関係条例に従い、円滑な話し合いが行われるよう、今後とも誠意をもって、対処してまいりたい。

第２の１）①から③の要求については、全庁的な問題でありますので、要求の趣旨は関係課に伝えてまいりたい。

第２の１）④の要求について、特殊勤務手当については、平成21年度に府民の理解が得られるよう見直しを行ったところであり、支給範囲の拡大及び手当新設は困難です。

第２の１）⑤、⑥の要求について、時間外勤務等の適正化、年次休暇等の使用促進については、「ゆとりの日及び週間」の実施や、「ゆとり推進月間」における様々な取組み等を通じて、その実効性の確保に努めているところです。また、大阪府庁版「働き方改革」（第１弾・第２弾）を策定し長時間労働の抑制に取組んでいるところです。各所属においても勤務時間内に業務が処理できるよう、業務の平準化や事務処理方法の改善等の創意工夫を通じ、時間外勤務の縮減に努めていますが、やむなく、時間外勤務をする場合には給与条例等に基づいて適切に対応しているところです。

第２の２）①から③の要求については、全庁的な問題でありますので、要求の趣旨は関係課に伝えてまいりたい。なお、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」については、会議等の場を通じて周知済みであり、部としても、適正な勤務労働条件の確保ができるよう、引き続き取り組んでまいりたい。

第２の２）④の要求について、時間外勤務については、勤務時間内に業務が処理できるよう、業務の平準化や事務処理方法の改善等の創意工夫を通じ、縮減に努めています。部としても、引き続き、適正な勤務労働条件の確保ができるよう取り組んでまいりたい。

第２の３）の要求について、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント対策については、府労組連秋季・年末要求へ回答しておりますが、平成 29 年９月に指針を策定し、職員への周知と意識啓発に努めたところです。今後とも、快適な働きやすい職場環境づくりに努めていきます。

第２の４）①から⑧の要求については、全庁的な問題でありますので、要求の趣旨は関係課に伝えてまいりたい。

第２の５）①の要求について、通勤時間については、現在、１時間３０分以内を目標に努力しているところです。職員の人事異動については、今後も適正に行うよう努めてまいりたい。

第２の５）②の要求について、臨時的任用職員や非常勤職員の労働条件については、全庁的な問題でもありますので、関係課に伝えてまいりたい。

第２の５）③から⑩の要求については、全庁的な問題でありますので、要求の趣旨は関係課に伝えてまいりたい。

第２の５）⑪から⑫の要求について、ＱＦＴ検査については、25年度より、新たに結核業務に関わる保健所職員（非常勤職員含む）を対象に実施しているところであり、来年度においても、引き続き行ってまいりたい。要求については、全庁的な問題でありますので、関係課に伝えてまいります。

第３①から④の要求について、職員の健康管理については、非常に重要な問題であると認識しており、これまでその体制の充実に努めてきたところでありますが、今後とも、健康管理体制の一層の整備、充実に努めてまいりたい。要求については、全庁的な問題でありますので、関係課に伝えてまいりたい。

第３⑤の要求について、ハラスメント研修の実施については、府労組連秋季・年末要求に対して回答しているとおり、課長級、課長補佐級に対してハラスメントに関する研修を実施しているところです。なお、要求については、全庁的な問題でもありますので、関係課に伝えてまいりたい。

第３⑥から⑧の要求について、職員の健康管理については、非常に重要な問題であると認識しており、これまでその体制の充実に努めてきたところでありますが、今後とも、健康管理体制の一層の整備、充実に努めてまいりたい。要求については、全庁的な問題でありますので、関係課に伝えてまいりたい。

第３の⑨の要求について、時間外勤務については、勤務時間内に業務が処理できるよう、業務の平準化や事務処理方法の改善等の創意工夫を通じ、縮減に努めています。引き続き、所属長等のマネジメントのもと、こういった取り組みを続け、適正な勤務労働条件の確保に努めてまいりたい。

第３の⑩の要求について、冷暖房設備の切り替えに伴う清掃・点検については、適切な時期に対応します。